

一、相关新法令、新政策

● 关于进一步改进外商投资审批工作的通知

【发布单位】商务部
 【发布文号】商资函〔2009〕7号
 【发布日期】2009-03-05
 【实施日期】2009-03-05
 【提示】该通知主要规定了如下内容：

	调整项目	调整后政策
审批项目的调整	外商投资企业进口设备提前解除监管的审批许可	取消。
	外商投资企业设立境内分公司(专项规定明确需审批的除外)	改为备案管理,由企业向注册地地方商务主管部门直接办理备案手续。
下放审批权限	原在商务部审核权限内的鼓励类且不需要国家综合平衡的外商投资企业(含股份公司)的设立、增资、合同/章程及其变更事项	由省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团、副省级城市(包括哈尔滨、长春、沈阳、济南、南京、杭州、广州、武汉、成都、西安)商务主管部门(以下称省级商务主管部门)和国家经济技术开发区审核。
	外商投资企业设立境外分支机构	由企业注册地省级商务主管部门或省人民政府授权的地市级商务主管部门审核,并应征得中国驻外使(领)馆经商处(室)的书面同意。
	外商投资汽车行业企业的设立、增资	由地方商务主管部门审核。
	经商务部批准设立的外商投资企业的变更事项(由国家发展和改革委员会核准的限额以上增资事项和控股权由中方向外方发生转移的股权转移事项的除外)	由地方商务主管部门审核。

一、関連する新法令、新政策

● 外商投資審査許可作業を一層改善することに関する通知

【発布機関】商務部
 【発布番号】商資函〔2009〕7号
 【発布日】2009-03-05
 【施行日】2009-03-05
 【コメント】本通知は主に次の内容を規定している。

	調整するプロジェクト	調整後の政策
審査許可事項の調整	外商投資企業の輸入設備につき監督管理を繰上げて解除する場合の審査許可	廃止する。
	外商投資企業による国内公司設立(審査許可を確かに必要とすることを個別に定められている場合は除く)	届出管理に改め、企業が登録地の地方商務主管部門にて直接に届出手続を行う。
審査権の委譲	従来、商務部認可権限内の奨励類であり、尚且つ国が総合的にバランスをとる必要のない外商投資企業(株式会社含む)の設立、増資、契約/定款及びその変更事項	省、自治区、直辖市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省級都市(哈爾濱、長春、瀋陽、濟南、南京、杭州、広州、武漢、成都、西安を含む)の商務主管部門(以下、省級商務主管部門という)及び国家級經濟技術開發區が審査認可する。
	外商投資企業による国外分支機關の設立	企業登録地の省級商務主管部門又は省人民政府が権限を付与した地市级商務主管部門が審査認可し、尚且つ中国在海外大使(領事)館經商處(室)の書面の同意を取得しなければならない。
	外商投資自動車産業企業の設立、増資	地方商務主管部門が審査認可する。
	商務部の許可を受けて設立した外商投資企業の変更事項(国家發展改革委員會が認可する限度額以上の増資事項及び持分支配権は中方から外方に移管する持分讓渡事項を除く)	地方商務主管部門が審査認可する。

	外国投资者和外商投资企业并购境内企业的,鼓励类、允许类并购交易额 1 亿美元及以下、限制类交易额 5000 万美元及以下的项目	<ul style="list-style-type: none"> 由地方商务主管部门会同工商、税务、外汇等相关部门审核。 涉及上市公司、国有资产的,应取得相关主管部门的同意。 涉及反垄断审查的,按照相关规定办理。
保持 现行 规定	外商投资有专项规定的行业、特定产业政策、宏观调控行业(商务部专项下文授权或委托省级商务主管部门审核的除外)	继续按现行规定办理。
	外国投资者对上市公司进行战略投资	仍按有关规定报商务部审批。
扩大 受托 部门的 范围	商务部此前下放至省级商务主管部门的审批管理事项	副省级城市商务主管部门和国家级经济技术开发区亦享有同等审批管理权限。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200903/20090306094785.html>

● **关于下放外商投资举办投资性公司审批权限的通知**

【发布单位】商务部
【发布文号】商资函〔2009〕8号
【发布日期】2009-03-06
【实施日期】2009-03-06
【提 示】该通知将部分外商投资举办投资性公司的审批权限下放到省级商务主管部门,具体如下:

	下放项目	下放后的审批部门
审批 权下 放	外国投资者投资设立注册资本 1 亿美元及以下投资性公司及其变更事项(单次增资超过 1 亿美元的除外)	投资性公司注册地省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团、副省级城市(包括哈尔滨、长春、沈阳、济南、南京、杭州、广州、武汉、成都、西安)商务主管部门(下称

	外国投资者及び外商投資企業が国内企業を合併買収する場合、奨励類、許可類の合併買収取引額が 1 億米ドル以下、制限類の取引額が 5000 万米ドル以下のプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 地方商務主管部門が工商、稅務、外貨等の關係部門と共同で審査認可する。 上場会社、国有資産に關連する場合、かかる主管部門の同意を得なければならない。 独占禁止の審査に關連するものについては、關係規定に基づき取り扱う。
現行 の規 定の 維持	外商投資で個別規定のある産業、特定の産業政策、マクロ統制産業(商務部が個別に文書を下達し権限を委譲し又は省級の商務主管部門に委譲し審査許可を行うものを除く)	引き続き現行の規定に基づき取り扱う。
	外国投資者による上場会社に対する戰略投資	引き続き關係規定に基づき商務部に申請し審査許可を受ける。
受託 部門 の範 圍擴 大	商務部がこれ以前に省級の商務主管部門に委譲した審査許可管理事項	副省級の都市商務主管部門及び國家級經濟技術開發區もまた同等の審査許可管理権限を有する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200903/20090306094785.html>

● **外商投資による投資性公司設立運營の審査許可権限を委譲することについての通知**

【発布機關】商務部
【発布番号】商資函〔2009〕8号
【発布日】2009-03-06
【施行日】2009-03-06
【コメント】本通知は、外商投資による投資性公司設立運營の審査許可権限の一部を省級の商務主管部門に委譲するものであるが、具体的には次のとおりである。

	委譲するプロジェクト	委譲後の審査許可部門
審 査 許 可 権 の 委 譲	外国投資者が投資設立する登録資本金 1 億米ドル以下の投資性公司及びその変更事項(一回の増資が 1 億米ドルを超える場合は除く)	投資性公司の登録地の省、自治区、直辖市、計画单列市、新疆生產建設兵團、副省級の都市(哈爾濱、長春、瀋陽、濟南、南京、杭州、廣州、武漢、成都、西安を含む)の商務主管

		<p>省级商务主管部门)。 注：省级商务主管部门不得再行下放或委托其他部门审批。</p>
	<p>商务部批准设立的投资性公司后续变更事项(单次增资超过1亿美元、投资者变更的除外)</p>	<p>省级商务主管部门。</p>
其他	<p>1. 投资性公司的投资范围不得涉及限制和禁止外商投资领域及宏观调控行业。涉及外商投资专项规定的允许类行业的，省级商务主管部门应征得国家行业主管部门同意。</p> <p>2. 投资性公司所投资项目必须符合相关法律法规和产业政策，具体投资项目应按照国家相关规定程序另行报批。</p> <p>3. 投资性公司投资的企业，或与其他投资者联合投资的企业，如外方（指投资性公司和其他境外投资者）的外汇投资比例不低于所投资企业注册资本的25%，可享受外商投资企业待遇。</p>	

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200903/20090306094804.html>

		<p>部門(以下、省級商務主管部門という)。 注：省級商務主管部門は審査許可をその他の部門に再委託し又は再委託してはならない。</p>
	<p>商務部が設立を許可した投資性公司の変更事項(一回の増資が1億米ドルを超える場合、投資者の変更は除く)</p>	<p>省級商務主管部門。</p>
その他	<p>1. 投資性公司の投資範囲は制限及び禁止される外商投資分野及びマクロ統制産業に關係してはならない。外商投資につき個別に定められた許可類産業に關係する場合、省級商務主管部門は國家産業主管部門の同意を得なければならない。</p> <p>2. 投資性公司の投資プロジェクトは必ずかかる法律法規及び産業政策に適合していなければならない。具体的な投資プロジェクトは國の關係規定が定める手順に基づき別途に許可申請を行わなければならない。</p> <p>3. 投資性公司が投資した企業、又はその他の投資者が共同投資した企業が、外方(投資性公司及びその他の國外投資者をいう)の外貨投資比率が投資企業の登録資本金の25%を下回らない場合、外商投資企業の待遇を受けることができる。</p>	

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200903/20090306094804.html>

● 关于进一步加强司法便民工作的若干意见

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法发〔2009〕6号
【发布日期】2009-03-10
【提 示】该意见提出 17 条司法便民措施。其中包括：

1. 法院应当根据需要建立非工作日立案和信访接待制度。基层法院可以采用电话、网络等方式预约立案。
2. 法院应当逐步建立裁判文书和诉讼档案公开查询制度。有条件的法院可以在网上依法公开案件裁判文书和执行案件信息。
3. 法院裁判文书用语要力求通俗、简洁、易懂；要力求论证充分、说理透彻、适用法律适当；避免错误和遗漏。
4. 法院不得因为提高结案率而在年底拒收当事人申请立案的请

● 司法による人民の便宜を図る作業を一層強化することについての若干の意見

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法発〔2009〕6号
【発布日】2009-03-10
【コメント】本意見では司法による人民の便宜を図る 17 条の措置を提示しており、具体的には次のとおりである。

1. 法院は必要に応じて非業務日における案件登録及び陳情対応制度を制定する。基層法院は、電話、ネットワーク等の方法により案件登録を予約することができる。
2. 法院は裁判文書及び訴訟保管記録の公開照会制度を徐々に構築する。条件を備えた法院は、オンラインにより法に照らして案件裁判文書及び執行案件情報を公開することができる。
3. 法院の裁判文書に使用する用語は、なるべく大衆に受け入れられやす

求。对符合立案条件的，不得延期立案。当事人对法院因此拒收案件或延期立案的，可以向上级法院反映，上级法院应当核查；对情况属实的，在辖区内应予通报批评。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
关于进一步加强司法便民工作的若干意见
<http://www.chinacourt.org/html/article/200903/10/347740.shtml>
最高人民法院解读《关于进一步加强司法便民工作的若干意见》
<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=126120>

● 关于“五个严禁”的规定

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法发〔2009〕2号
【发布日期】2009-01-08
【提示】该规定明确规定了法院工作人员的5项工作纪律。“五个严禁”包括：
1. 严禁接受案件当事人及相关人员的请客送礼；
2. 严禁违反规定与律师进行不正当交往；
3. 严禁插手过问他人办理的案件；
4. 严禁在委托评估、拍卖等活动中徇私舞弊；
5. 严禁泄露审判工作秘密。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
关于“五个严禁”的规定
<http://www.sccourt.gov.cn/article.asp?d=353635413541>
关于违反“五个严禁”规定的处理办法
<http://www.sccourt.gov.cn/article.asp?d=353635413540>

く、簡潔で、わかりやすくし、裏づけが充分であり、理論的説明が明晰であり、適用する法律が適切であるように努め、ミス及び手落ちがないようにしなければならない。

4. 法院は判決を下すための効率を引き上げるために年末に当事者からの案件登録申請の要求を拒んではならない。案件登録の条件に適合するものについては、案件登録を延期してはならない。当事者は法院が案件を拒み又は案件登録を延期したことについて、上級の法院に反映することができ、上級の法院は確認を行い、それが事実であった場合、管轄区内で批判を通告しなければならない。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
司法による人民の便宜を図る作業を一層強化することについての若干の意見

<http://www.chinacourt.org/html/article/200903/10/347740.shtml>
最高人民法院による「司法による人民の便宜を図る作業を一層強化することについての若干の意見」の解釈
<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=126120>

● 「5つの厳禁」に関する規定

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法発〔2009〕2号
【発布日】2009-01-08
【コメント】本規定は法院職員の作業規律5項目を明確に規定した。「5つの厳禁」は次のとおりである。
1. 案件当事者及び関係者による接待贈呈を受入れることを厳禁する。
2. 規定に違反し弁護士と不当な付き合いを行うことを厳禁する。
3. 他人の取り扱う案件に手を出し関与することを厳禁する。
4. 評価、競売等の活動を依頼する過程で情実にとらわれて不正行為をすることを厳禁する。
5. 裁判の秘密を漏洩することを厳禁する。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
「5つの厳禁」に関する規定
<http://www.sccourt.gov.cn/article.asp?d=353635413541>
「5つの厳禁」規定違反に関する処理方法
<http://www.sccourt.gov.cn/article.asp?d=353635413540>

● 关于增值税简易征收政策有关管理问题的通知

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国税函〔2009〕90号
【发布日期】2009-02-25
【实施日期】2009-01-01
【提示】该通知对一般纳税人和小规模纳税人销售自己使用过的固定资产和旧货,适用简易方法征收增值税的有关问题进行了规定。
【法令全文】请点击以下网址查看:
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8888968.html>

● 増値税簡易徴収政策の管理事項に関する通知

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国税函〔2009〕90号
【発布日】2009-02-25
【施行日】2009-01-01
【コメント】本通知は、一般納税者及び小規模納税者が自己の使用した固定資産及び中古品を販売する際に、簡易方法を適用し増値税を徴収することについて規定を行っている。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8888968.html>

● 电子认证服务管理办法

【发布单位】工业和信息化部
【发布文号】工业和信息化部令第1号
【发布日期】2009-02-28
【实施日期】2009-03-31
【提示】该办法对电子认证服务机构的设立要求和程序、电子认证服务内容、电子签名认证证书的管理等进行了规定。
【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/fztd/fggz/2009-03/10/content_1488683.htm

● 電子認証サービス管理弁法

【発布機関】工業及び情報化部
【発布番号】工業及び情報化部令第1号
【発布日】2009-02-28
【施行日】2009-03-31
【コメント】本弁法は、電子認証サービス機関の設立要求及び手順、電子認証サービス内容、電子署名認証証書の管理等について規定を行っている。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/fztd/fggz/2009-03/10/content_1488683.htm

● 工业和信息化部行政许可实施办法

【发布单位】工业和信息化部
【发布文号】工业和信息化部令第2号
【发布日期】2009-03-01
【实施日期】2009-04-10
【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/fztd/fggz/2009-03/10/content_1488684.htm

● 工業及び情報化部行政許可実施弁法

【発布機関】工業及び情報化部
【発布番号】工業及び情報化部令第2号
【発布日】2009-03-01
【施行日】2009-04-10
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/fztd/fggz/2009-03/10/content_1488684.htm

● 电信业务经营许可证管理办法

【发布单位】工业和信息化部
【发布文号】工业和信息化部令第5号
【发布日期】2009-03-01
【实施日期】2009-04-10
【提示】该办法对电信业务经营许可证的申请、审批、使用、变更和注销,以及经营行为的规范、经营许可证的监督检查、法律责任等进行了规定。
【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.gov.cn/flfg/2009-03/11/content_1256595.htm

● 電信業務經營許可管理弁法

【発布機関】工業及び情報化部
【発布番号】工業及び情報化部令第5号
【発布日】2009-03-01
【施行日】2009-04-10
【コメント】本弁法は、電信業務經營許可証の申請、審査許可、使用、変更及び取消、並びに經營行為の規範化、經營許可の監督検査、法的責任等について規定を行っている。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/flfg/2009-03/11/content_1256595.htm

● 软件产品管理办法

【发布单位】工业和信息化部
 【发布文号】工业和信息化部令第9号
 【发布日期】2009-03-01
 【实施日期】2009-04-10
 【提示】该办法主要规定了如下内容：

适用范围	中国境内的软件产品(含国产软件和进口软件)经营与管理活动。 (单位或者个人自己开发并自用的软件以及委托他人开发的自用专用软件除外。)
主要内容	1. 软件产品的定义和要求(不得含有5类禁止内容)等; 2. 软件产品的登记和备案; 3. 软件产品的生产; 4. 软件产品的销售; 5. 监督管理。
其他	该办法施行后,《软件产品管理办法》(2000年;信息产业部令第5号)同时废止。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/flfg/2009-03/10/content_1255724.htm

● ソフトウェア製品管理弁法

【発布機関】工業及び情報化部
 【発布番号】工業及び情報化部令第9号
 【発布日】2009-03-01
 【施行日】2009-04-10
 【コメント】本弁法は主に次の内容を規定している。

適用範囲	中国国内のソフトウェア製品(国産ソフトウェア及び輸入ソフトウェアを含む)の経営及び管理活動。 (法人又は個人自らが開発し、自己使用のためのソフトウェア及び他人に開発を依頼した個人使用のための専用ソフトウェアは除く。)
主な内容	1. ソフトウェア製品の定義及び要求(5分類の禁止内容を含んではならない)等 2. ソフトウェア製品の登記及び届出 3. ソフトウェア製品の生産 4. ソフトウェア製品の販売 5. 監督管理
その他	本弁法の施行後は「ソフトウェア製品管理弁法」(2000年、情報産業部令第5号)は同時に廃止される。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
http://www.gov.cn/flfg/2009-03/10/content_1255724.htm

● 关于《中华人民共和国知识产权海关保护条例》的实施办法

【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署令第183号
 【发布日期】2009-03-03
 【实施日期】2009-07-01
 【提示】该办法主要规定了如下内容：

主要内容	1. 知识产权海关保护备案; 2. 海关依知识产权人申请扣留侵权嫌疑货物; 3. 海关依职权调查处理侵权嫌疑货物; 4. 侵权货物处置和费用。
申请人的确定	知识产权权利人请求海关采取知识产权保护措施或者向海关总署办理知识产权海关保护备案的,按照以下规定进行: • 境内知识产权权利人可以直接或者委托境内代理人提出申请; • 境外知识产权权利人应当由其在境内设立的办事机构或者委托境内代理人提出申请。
其他	该办法施行后,《中华人民共和国海关关于〈中华人民共和国知识产权海关保护条例〉的实施办法》(2004年;海关总署令第114号)同时废止。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
 关于《中华人民共和国知识产权海关保护条例》的

● 「中華人民共和國知的財産権税関保護条例」についての実施弁法

【発布機関】税関総署
 【発布番号】税関総署令第183号
 【発布日】2009-03-03
 【施行日】2009-07-01
 【コメント】本弁法は主に次の内容を規定している。

主な内容	1. 知的財産権の税関保護の届出 2. 税関は知的財産権者の申請を受け、権利侵害の疑いのある貨物を差し押さえること 3. 税関は職権に基づき、権利侵害の疑いのある貨物を調査し処理すること 4. 権利侵害貨物の処理及び費用
申請者の確定	知的財産権権利者は税関に知的財産権保護措置を講じることを要請し又は税関総署にて知的財産権の税関保護の届出手続を行う場合、次の規定に基づき行う。 • 国内の知的財産権権利者は、直接に又は国内の代理人に依頼し申請を行うことができる。 • 国外の知的財産権権利者は、自己が国内に設立した事務機関より又は国内の代理人に依頼し申請を行わなければならない。
その他	本弁法の施行後は、「『中華人民共和國知的財産権税関保護条例』についての中華人民共和國税関による実施弁法」(2004年、税関総署令第114号)は同時に廃止される。

【関係する法令全文】下記のURLをクリックしてください。
 「中華人民共和國知的財産権税関保護条例」につい

实施办法

http://www.gov.cn/flfg/2009-03/11/content_1256461.htm

中华人民共和国知识产权海关保护条例

http://www.gov.cn/zwgk/2005-05/23/content_186.htm

● 关于推动信用销售健康发展的意见

【发布单位】商务部、财政部、中国人民银行、中国银行业监督管理委员会、中国保险监督管理委员会

【发布文号】商秩发〔2009〕88号

【发布日期】2009-03-03

【提示】该意见从完善风险防范分担机制、发展适合的融资模式、规范信用销售相关服务业的发展等方面，提出一系列推动信用销售发展的意见。其中包括：

1. 引导和推动企业健全信用风险评估与决策、客户信用档案、应收账款管理等信用销售风险管理制度。
2. 规范商账追收服务行业的发展，促进应收账款追收、管理的规范化和专业化；开展商业保理业务试点，促进应收账款流转；发展资产处置服务业，促进抵债资产流转。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/200903/20090306097837.html>

● 关于推出进一步服务企业12条措施的通知

【发布单位】上海市质量技术监督局

【发布日期】2009-03-03

【提示】该通知包括减免行政事务收费、组织质量岗位培训、义务提供咨询服务、深化行政审批改革等四方面12条措施。其中包括：

1. 支持浦东新区率先开展工业产品生产许可证审批试点，方便企业就近办理生产许可证。
2. 缩短行政许可时间。做好组织机构代码登记纳入企业登记注册并联审批工作。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai17744.html>

ての実施弁法

http://www.gov.cn/flfg/2009-03/11/content_1256461.htm

中華人民共和國知的財産権税関保護條例

http://www.gov.cn/zwgk/2005-05/23/content_186.htm

● 信用販売の健全な発展を推進することについての意見

【発布機関】商務部、財政部、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国保険監督管理委員会

【発布番号】商秩発〔2009〕88号

【発布日】2009-03-03

【コメント】本意見は、リスク分担メカニズムを整備し、適切な融資モデルを發展させ、信用販売の関連サービス業の發展を規範化するという側面から、信用販売の發展を推進するための一連の意見を提起している。具体的には次のとおりである。

1. 企業の健全な信用リスク評価及び意思決定、顧客信用記録、売掛金管理等の信用販売リスク管理制度を誘導し、推進する。
2. 取立代行サービス業の發展を規範化し、売掛金の取立て、管理の規範化及び専門化を促進する。ファクタリング業務を試行し、売掛金の流動を促進する。資産処理サービス業を發展させ、弁済資産の流動を促進する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/200903/20090306097837.html>

● 企業に一層奉仕するための12条の措置を打ち出すことについての通知

【発布機関】上海市品質技術監督局

【発布日】2009-03-03

【コメント】本通知には、行政事務料金の減免、品質に関する職位の研修実施、コンサルティングサービス提供の義務、行政審査許可改革の推進という4つの方面における12条の措置が含まれる。具体的には次のとおりである。

1. 浦东新区が工業製品生産許可証審査許可の試行を率先して実施することを支援し、企業が身近で生産許可証の手続が行えるよう便宜を図る。
2. 行政許可の所要時間を短縮する。組織機構コード登記を企業登記登録関連審査許可作業に組み入れる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai17744.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- 《专利法实施条例修订草案》征求意见

日前，国务院法制办公室公布《专利法实施条例修订草案（送审稿）》及其说明全文，并征求社会各界意见（截止日期为 2009 年 03 月 31 日）。

该送审稿对现行《专利法实施细则》的名称、专利申请文件、专利申请和审批程序、收费项目和程序的简化、强制许可制度的完善、专利权的运用以及发明人或者设计人的奖励、专利权的保护等九大方面内容提出了修改建议。

查看送审稿及其说明的全文，请点击以下网址：

http://yijian.chinalaw.gov.cn/lismsPro/law_download/fulltext/1236670806602.doc

（摘自 2009 年 03 月 09 日中国政府法制信息网）

- 环境保护部要求严格审批建设项目

日前，环境保护部负责人就“当前环境保护形势和任务”接受采访时表示，环保部门要按照“四个不批、三个严格”原则审批建设项目，并严格限制“两高一资”、产能过剩的项目。具体如下：

四个不批	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国家明令淘汰、禁止建设、不符合国家产业政策的项目，一律不批； 2. 环境污染重，产品质量低，能耗、物耗高，污染物不能达标排放的项目，一律不批； 3. 环境质量不能满足环境功能区要求，没有总量指标的项目，一律不批； 4. 位于自然保护区核心区、缓冲区内项目，一律不批。
------	---

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

- 「特許法实施条例改正草案」が意見を募集する

先頃、国务院法制办公室が「特許法实施条例改正草案（審査申請案）」及びその説明全文を公布し、パブリックコメントを広く募集している（募集締切日は 2009 年 3 月 31 日）。

本審査申請案は、現行の「特許法実施細則」の名称、特許出願書類、特許出願及び審査許可手順、料金項目及び手順の簡略化、強制許可制度の整備、特許権の運用及び発明者又は考案者への報酬、特許権の保護の 9 つの方面での内容に対し、改正を提案している。

審査申請案及びその説明の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

http://yijian.chinalaw.gov.cn/lismsPro/law_download/fulltext/1236670806602.doc

（2009 年 3 月 9 日付の中国政府法制情報網ウェブサイトより抜粋）

- 環境保護部は建設プロジェクトに対する厳格な審査許可を求めている

先頃、環境保護部の責任者は、「当面の環境保護情勢及び任務」について取材を受けた際に、環境保護部門は「許可を与えない 4 つのプロジェクト、厳格にする 3 つのプロジェクト」の原則に基づき、建設プロジェクトを審査許可し、尚且つ「二高一資（高汚染、エネルギー高消費、資源性）」に該当し、生産能力が過剰なプロジェクトを厳格に制限すると述べた。具体的には次のとおりである。

許可を与えない 4 つのプロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国が明文により命令を發布し淘汰させ、建設を禁止し、国の産業政策に適合しないプロジェクトは、一律に許可を与えない。 2. 環境汚染が深刻で、製品の品質が低く、エネルギー・物質の消費が激しく、汚染物が排出基準を満たすことのできないプロジェクトは、一律に許可を与えない。 3. 環境の品質が環境機能区要求を満たすことができず、総量の指標がないプロジェクトは、一律に許可を与えない。 4. 自然保護区核心区、緩衝地帯内に位置するプロジェクトは、一律に許可を与えない。
--------------------	---

三个 严格	<ol style="list-style-type: none"> 1. 严格限制审批涉及饮用水水源保护区、自然保护区、风景名胜区以及重要生态功能区的项目； 2. 严格限制审批能耗、物耗、污染物排放量大的项目，并且要杜绝已被淘汰的项目以技术改造、拉动内需等名义重新上马； 3. 严格按照总量控制的要求，把污染物排放总量指标作为区域、行业、企业发展的约束条件。
----------	---

(摘自 2009 年 03 月 12 日环境保护部网站)

嚴格 にする 3つの プロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飲用水水源保護区、自然保護区、景勝区及び重要な生態機能区に関連が及ぶプロジェクトの審査許可を厳格に制限する。 2. エネルギー消費、物質の消費、汚染物排出量の高いプロジェクトで、尚且つすでに淘汰されたプロジェクトを技術改造、内需拡大等の名目で着手し直すことを厳格に制限する。 3. 総量統制の要求に厳格に基づき、汚染物排出総量指数を区域、産業、企業の発展の拘束条件とする。
----------------------------	---

(2009 年 3 月 12 日付の環境保護部ウェブサイトより抜粋)